

○地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる経費

地方消費税率の引上げ（1.0%→1.7%、令和元年10月以降は1.7%→2.2%）に伴う地方消費税交付金の増収分は、社会保障経費のうち地方単独事業の財源に充当することとされていることから、次のとおり明示します。

（歳入）

地方消費税交付金（社会保障財源化分） 304,238 千円

（歳出）

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 3,404,422 千円

（単位：千円）

事業名	事業費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	233,629			17,701	21,560	194,368
社会福祉事業	30,133				3,158	26,975
障害者福祉事業	32,819				2,366	30,453
老人福祉事業	158,804			17,701	14,791	126,312
児童福祉事業	11,873				1,245	10,628
社会保険	1,790,646	293,816			156,884	1,339,946
介護保険事業	873,333	46,608			86,649	740,076
後期高齢者運営事業	604,067	104,514			52,359	447,194
国民健康保険事業	313,246	142,694			17,876	152,676
保健衛生	1,380,147	114,857	27,600	37,496	125,794	1,074,400
疾病対策予防事業	110,341	1,472		36,147	7,622	65,100
母子保健事業	21,768	1,692		216	2,081	17,779
医療に係る施策	1,248,038	111,693	27,600	1,133	116,091	991,521
合 計	3,404,422	408,673	27,600	55,197	304,238	2,608,714